



ヤフー・IDCF事件に学ぶ 税務リスクへの対応

鳥飼総合法律事務所
弁護士 瀧谷耕二



鳥飼総合法律事務所



プロフィール

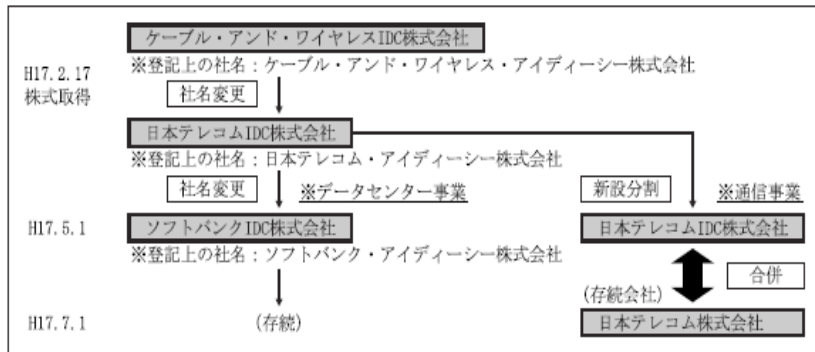
- 2001年 3月** 神戸大学法学部卒業
- 2001年11月** 司法試験合格
- 2003年10月** 弁護士登録
- 2011年 7月** 国税審判官に任官
- 2014年11月** 公認会計士試験合格
- 2015年 8月** 鳥飼総合法律事務所に参加



鳥飼総合法律事務所



IDCSの沿革



※ソフトバンクIDCは、後にソフトバンクIDCソリューションズと社名変更することになるため、社名変更の前後を通じて「IDCS」という。



鳥飼総合法律事務所

3



IDCSの未処理欠損金

発生	H14.3期	H15.3期	H16.3期	H17.3期	H18.3期
金額	124億	41億	106億	29億	366億
期限	H21.3期	H22.3期	H23.3期	H24.3期	H25.3期

※平成19年3月期以降のIDCSの事業上の利益は毎年20億円程度であり、そのままでは、未処理欠損金の大半が処理されないまま期限切れとなることが見込まれていた。



鳥飼総合法律事務所

4



組織再編税制の概要

・ 被合併法人/分割法人の処理

非適格合併 非適格分割	移転する資産負債は、合併法人/分割承継法人に時価で譲渡したものとされる＝譲渡損益が生じる。
適格合併 適格分割	移転する資産負債は、合併法人/分割承継法人に簿価で引き継がれる＝譲渡損益は生じない。

・ 合併法人/分割承継法人の処理

	資産・負債の引継ぎ	利益積立金の引継ぎ	調整勘定の発生	欠損金額の引継ぎ
非適格合併 非適格分割	時価	なし	あり (例外あり)	なし
適格合併 適格分割	簿価	あり	なし	あり (制限あり)



組織再編による欠損金の利用方法

① 適格合併により合併法人に引き継ぐ

⇒ 合併法人において未処理欠損金を利用できる益金が生じる見込みがあることが前提となる。

⇒ 欠損金の利用制限を受けないようにする必要がある。

② 非適格合併/分割による譲渡益と相殺する

⇒ 被合併法人/分割法人において譲渡益が生じる資産又は営業権を有していることが前提となる。

⇒ 合併法人/承継法人において減価償却等により費用化することができる。





欠損金の引継ぎ制限①

・ 引継ぎの制限を受けない場合とは

① 支配関係のない法人間での適格合併

② 支配関係のある法人間での適格合併で、以下のイからニ又はイ及びホの要件(みなし共同事業要件)を満たす場合

イ 事業関連性

□ 事業規模要件(売上高、従業員数、資本金の額のいずれかが5倍以内であること)

ハ 被合併事業が被合併法人と合併法人との間で支配関係が発生した時から当該適格合併の直前の時まで継続して営まれており、かつ、支配関係が発生した時と当該適格合併の直前の時における被合併事業の規模が概ね2倍を超えないこと

ニ 合併事業が被合併法人と合併法人との間で支配関係が発生した時から当該適格合併の直前の時まで継続して営まれており、かつ、支配関係が発生した時と当該適格合併の直前の時における合併事業の規模が概ね2倍を超えないこと

ホ 役員引継ぎ要件(合併前の被合併法人の特定役員と合併法人の特定役員が、合併後の合併法人の特定役員となることが見込まれていること)

③ 支配関係のある法人間での適格合併で、合併事業年度開始の日の5年前の日から合併法人と被合併法人との間に支配関係が継続している場合



鳥飼総合法律事務所

7



欠損金の引継ぎ制限②

・ 引継ぎの制限の内容

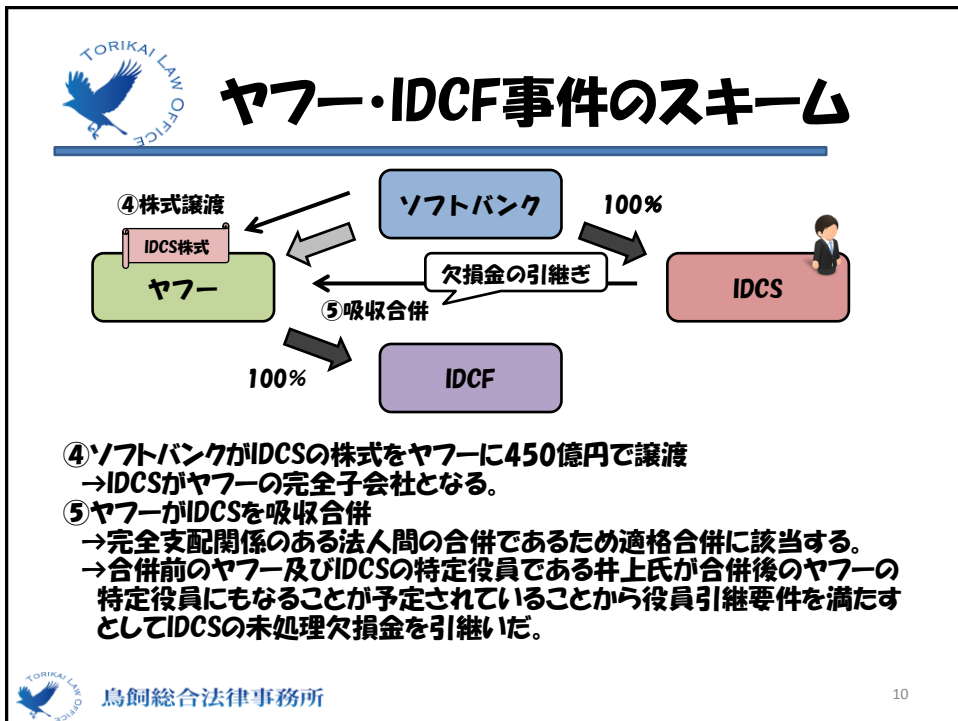
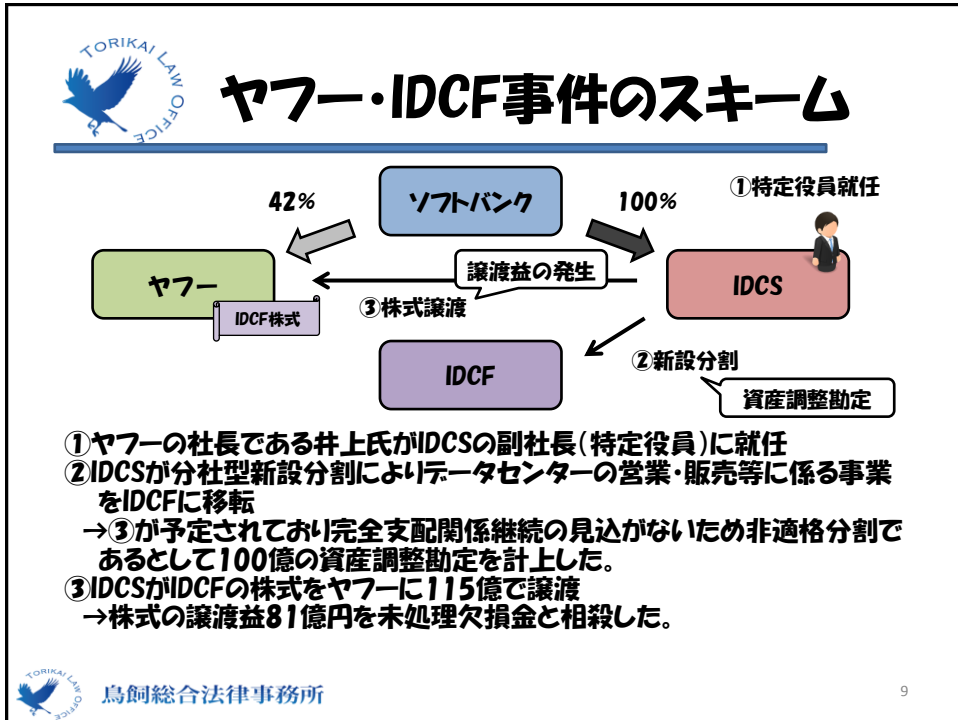
① 支配関係発生日の属する事業年度前の各事業年度の欠損金 → 全て引継ぎできない。

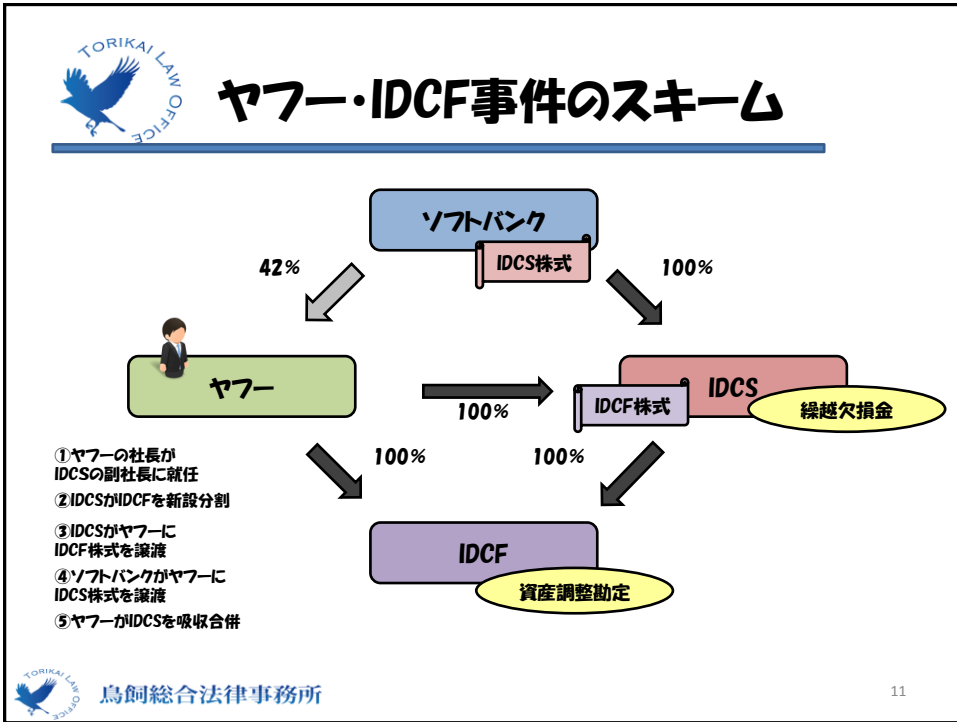
② 支配関係発生日の属する事業年度以降の各事業年度の欠損金 → 支配関係発生日において有する資産の含み損失の実現による損失相当額については引継ぎできない。



鳥飼総合法律事務所

8





ヤフー・IDCF事件の時系列

平成20年10月27日	ソフトバンクの孫社長がヤフーの井上社長らに対してIDCSの買収を提案。
平成20年12月頃	ソフトバンクがヤフーの株式を担保に1000億円の短期借入。
平成20年12月26日	井上氏がIDCSの副社長に就任。
平成21年2月2日	IDCSがIDCFを分社型分割により設立。
平成21年2月20日	IDCSがIDCFの発行済株式の全部をヤフーに譲渡。
平成21年2月24日	ソフトバンクがIDCSの発行済株式の全部をヤフーに譲渡。
平成21年3月30日	ヤフーがIDCSを吸収合併。井上氏以外のIDCSの取締役は全員退任。
平成21年3月31日	ソフトバンクが2015年満期ユーロ円転換社債型新株予約権付社債(500億円)を社債権者の選択により繰上償還。

鳥飼総合法律事務所



裁判所の判断

【最高裁平成28年2月29日】

- ①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか
- ②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか

等の事情を考慮した上で

当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断する。



「ストーリー」の必要性

「税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか」が重要な考慮要素。

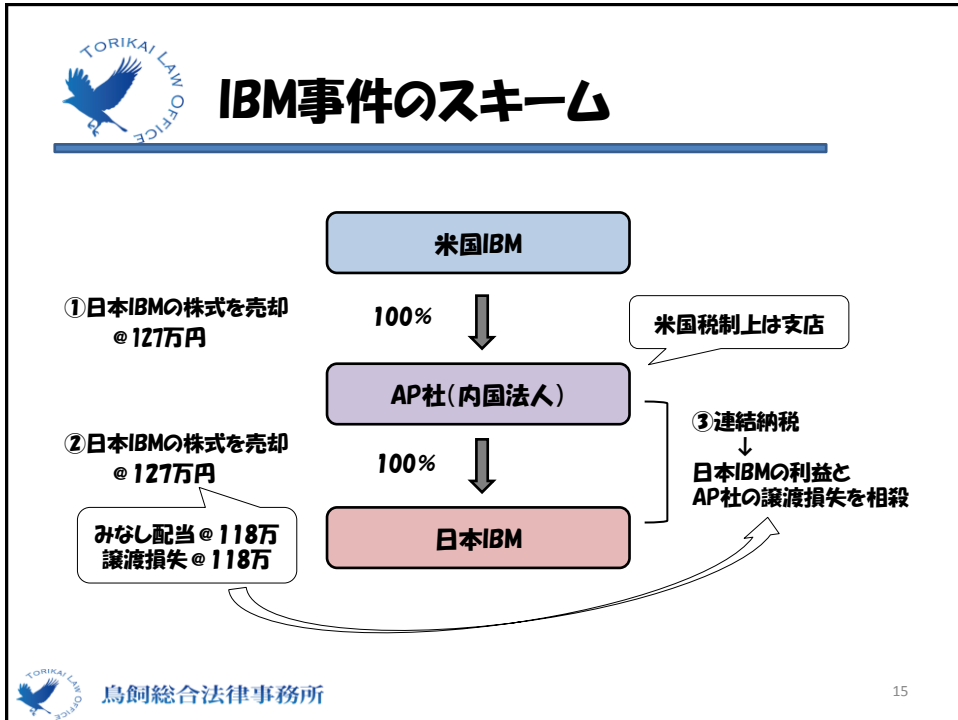



合理的な「ストーリー」があれば税務リスクは軽減される。




- ・「ストーリー」には時間が必要。
- ・「ストーリー」には証拠が必要。
- ・「ストーリー」には第三者の目が必要。



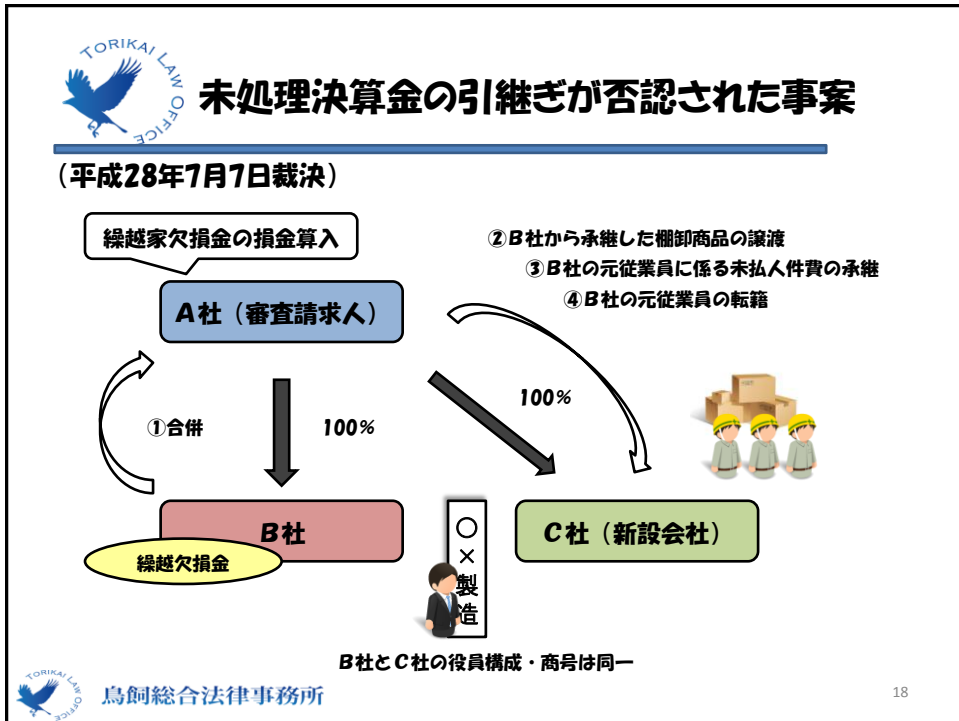
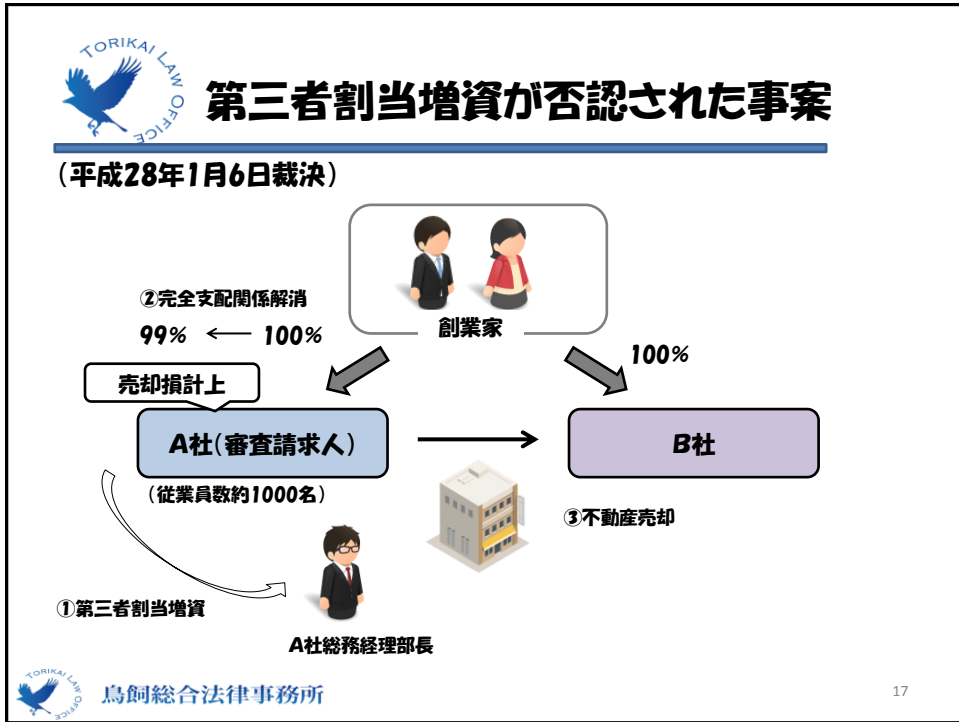


 **IBM事件の時系列**

平成13年3月	みなし配当税制の改正。
平成14年4月	AP社が米国IBMから日本IBMの発行済株式の全部を取得。
平成14年4月	連結納税制度の導入。
平成14年12月	日本IBMがAP社から自己株式16万7497株を取得。 ⇒譲渡損失1981億円を計上。
平成15年12月	日本IBMがAP社から自己株式1万8008株を取得。 ⇒譲渡損失213億円を計上。
平成17年12月	日本IBMがAP社から自己株式15万2531株を取得。 ⇒譲渡損失1800億円を計上
平成20年1月	連結納税の承認。

 鳥飼総合法律事務所

16





ご清聴ありがとうございました

**ご不明な点がございましたら
ご遠慮なく以下にお問い合わせください。**

鳥飼総合法律事務所 03-3293-8833
弁護士 瀧谷耕二 ko.takitani@torikai.gr.jp



鳥飼総合法律事務所

19